

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号

相続税更正処分取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成20年12月16日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項 (上告の理由) 所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項 (上告受理の申立て) に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成20年3月25日判決、本資料258号—68・順号10926)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成20年8月28日判決、本資料258号—154・順号11012)

決 定

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年12月16日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。